

令和7年6月定例会 一般質問（概要）

令和7年6月11日 5番
大野 ちかこ議員



大阪維新の会大阪府議会議員団の 大野 ちかこ です。

通告に従い、順次質問させていただきます。

1. 児童自立生活援助事業について

令和6年4月施行の改正児童福祉法において、児童養護施設経験者等に対する自立支援の強化が盛り込まれました。義務教育終了後、児童養護施設等への入所措置等が解除された児童等に対し、相談その他の日常生活上の援助や生活指導、就業の支援などを行い、児童の自立を支援す

る「児童自立生活援助事業」においても、対象者の年齢要件の弾力化や、事業実施場所の拡充がなされたところです。

児童養護施設等に入所していた児童等の中には、様々な事情から、自立の準備が整うまでの間、住まいも含めた日常生活や社会生活を営むための支援を必要とする場合も少なくないと聞き及んでおり、これまで「児童自立生活援助事業」のいち形態として実施されてきた「自立援助ホーム」は、重要な役割を担ってきたものと認識しています。一方、現在、大阪府では、定員6名から8名の自立援助ホームが7箇所設置されていますが、この数は、支援が必要な児童の数に対し十分であるとは言えないのではないかと考えています。

そこで、府において、「自立援助ホーム」も含め、自立生活援助事業についてどのように取り組んでいるのか、併せて今後の方向性について、福祉部長に伺います。

(福祉部長)

本府においては、児童養護施設等を退所後、相談その他の日常生活上の援助、生活や就業の支援等が必要な児童等に対し、住まいをはじめ、必要な援助を提供する「自立生活援助事業」として、「自立援助ホーム」の整備を進めてきたところ。

(議員お示しの通り)大阪市と堺市を除いて、現在大阪府内に計7箇所の自立援助ホームが設置されているが、令和7年3月に策定した「社会的養育推進計画」において整備目標を9箇所としており、現在整備を進めているところ。

また、令和6年度から新たに、児童養護施設や里親等においても「自立生活援助事業」の実施が可能となり、令和6年度末時点で当該施設等において、延べ16人に住まいの確保も含めた支援を提供した。

引き続き、ニーズに応じた適切な支援が提供できるよう、体制の整備に努めてまいります。

(要望)

職員のみなさま、支援をしていただいております府民のみなさまにおかれましては、日々丁寧に愛情を持って子どもさん達と向き合っていた

だきありがとうございます。

全てのお子様が自分は愛されるべき存在であるという認識のもと、生きたい人生を幸せに歩める社会のため、これからも子どもさんを真ん中にした受け皿の整備、施策の運用をよろしくお願いいたします。

2. 虐待通告を受けた府子ども家庭センターの対応について

大阪府の児童虐待対応について伺います。

先日、子育て支援の広場を運営されている方が「子どもが頻繁に泣くことから、自分が虐待をしていると疑われて通報された」「自分の子育てに自信をなくし、精神的なダメージも受けた」という保護者の対応をしてくださったという話を聞きました。

府では、重大な児童虐待ゼロに向けて、子どもの命を守ることを最優先に対応してきたと思うが、虐待通告があり、子ども家庭センターの職員が家庭訪問するなどして子どもの安全確認や聞き取り等を行った結果、虐待でないと判断される場合もあると考えられ、そうした調査の対象となる親への配慮も重要であると考えます。

そこで、府子ども家庭センターにおいて、児童虐待の通告があった場合に、どのようなことに留意しつつ対応しているのか、福祉部長に伺います。

(福祉部長)

府では、「虐待かもしれない」と気づいたときにはためらわずに連絡をいただくよう、広報啓発に力をいれてまいりました。その結果、府民の児童虐待防止に関する意識も高まり、「子どもの泣き声が心配」といった小さな変化についても、多くの情報が寄せられるようになっていきます。

府子ども家庭センターでは、府民等からの通告に対し、「子どもの命を守る」こ

とを最優先に、まずは子どもの安全確認を行います。保護者からの聞き取りや調査を行った結果、具体的な虐待事実が確認されないこともあります。一方で、子育てについてのサポートが必要と考えられる場合もあり、状況に応じて市町村等とも連携しながら、適切な支援につなぐなどの対応を行っています。

引き続き、子どもの安全安心を最優先に、個々の状況に応じて、丁寧な対応及び支援の提供に努めてまいります。

(要望)

児童虐待の対応において、子どもの命、安全を最優先とするのは言うまでもありません。

一方で、一生懸命、日々子育てに奮闘している保護者が、子どもの泣き声が大きくなったことで通告され、調査の対象になったことで自信を失ったり、ショックを受けるといったことも実際起こっているといくつか聞いております。

引き続き、安全確認等の対応にあたっては、子育ての渦中にある親の心情を踏まえ、状況に応じて市町村等とも連携し、保護者が抱える子育てに関する悩みや相談に対応いただくなど、丁寧な関わりを要望いたします。

3. 保育人材の確保

昨年 12 月に公表された国の「保育政策の新たな方向性」では、持続可能な保育提供体制を確保するため、離職者の再就職や職場復帰を促進することがうたわれています。

大阪府では、平成 27 年に大阪府社会福祉協議会に保育士・保育所支援センターを設置し、潜在保育士への働きかけを行っているとのことですが、令和 6 年度は、具体的にどのような取組みを行ったのか。また、

どのような成果があがっているのか。福祉部長に伺います。

(福祉部長)

保育士・保育所支援センターにおいて、令和6年度は、発達障がいのある子どもへの支援など復職後すぐに役立つテーマのセミナーや、保育体験実習、施設見学のほか、ハローワークと連携したセミナーや相談会、府内で開催される保育士就職フェアへの出展などを行いました。

これらの取組みにより、センターに求職登録をした方は増加傾向にあり、令和元年3月末時点の2,547人から令和7年3月末時点では3,861人となっています。また、就業者数についても、令和元年度の182人から、令和6年度は372人に増加しています。

また、令和5年度中にセンターを通じて就業した方の定着率は93.6%であり、安定的な保育人材の確保につながっていることから、引き続き、大阪府社会福祉協議会と協力しながら、取り組んでまいります。

(要望)

大阪府保育士・保育所支援センターを通じて就業した方の定着率は90%を超えているとのことですが、令和5年の雇用動向調査では、医療、福祉分野で働く人の離職理由の17%を「職場の人間関係が好ましくなかった」が占めています。

この状況を解消するためには、経営者自らが風通しの良い職場づくり等、働きやすく良好な人間関係が育まれる環境づくりを意識することが重要だと考えます。

大阪府としても経営者向けの研修などを通じて、保育人材の定着が図られるよう取り組むことを要望します。

4. 吹田警察における拳銃奪取事件の教訓及び重大事件等発生時における警察と行政の連携について

る警察と行政の連携について

令和元年に吹田警察千里山交番において警察官が襲撃され、拳銃を奪われる事件が発生いたしましたが、この事件を教訓とした再発防止に向

けての取組について、お伺いします。

加えて当時、吹田市をはじめ近隣都市では学校を休校にする等の措置を行っていましたが、このような重大事件等発生時における警察の情報発信及び行政との連携についてお伺いします。

(警察本部長)

まず、警察官に対する襲撃事件の再発防止につきましては、様々な取組を実施しておりますが、主な取組について申し上げますと、

- 現場で活動する全地域警察官に、新型拳銃入れ・拳銃つりひもの配備
- 夜間の複数勤務体制時間を拡大
- 防刃チョッキの24時間着装を義務付け
- 全交番・駐在所の内部、外部に防犯カメラを整備
- 交番襲撃事案を想定したブラインド形式による実戦的訓練

また、長期的な取組といたしまして、

- 勤務員の単独配置の解消に向けた取組

などを実施しております。

次に、重大事件等発生時における情報発信につきましては、府民の皆様自主的な防犯行動をとっていただくため、「安まちメール」をはじめ、SNSなど様々な広報媒体を活用し、事件概要や逃走した犯人の特徴などの犯罪発生情報と併せ、発生した事件の態様等に応じた防犯に効果的な情報をタイムリーに発信しております。

警察と行政との連携につきましては、行政が必要な措置を執ることができるよう、重大事件を認知した段階で、大阪府や教育庁をはじめ、発生地などを管轄する自治体へ迅速に情報提供を実施するなど、連携に努めております。

(要望)

当時この事件で被害にあわれました警察官の方が、また、大阪府警に復帰していただいております。その勇気や志に心より深く感謝と敬意を表する次第です。常に危険と隣り合わせの状況の中、職務にあたっておられる職員の皆さまの安全確保の取り組みが府民の安全安心に直結すると考えております。今後も再発防止策の徹底と府内自治体、教育委員会などとの日頃からの顔の見える関係づくりにしっかり取り組んでいただけますよう要望いたします。

5. 子どもの人権を守る観点での取調べ等の体制について

大阪府下においては、刑法犯で検挙・補導された少年が、令和4年以降、3年連続で増加しており、中でも、14歳未満の少年、いわゆる、触法少年の補導人員が増加していると聞き及んでいます。

そのような中、少年の健全育成を図るためには、心理的安全性が守られた中での聴取が必要と考えています。

大阪府警察では、触法少年から話を聞く場合に、どのようなことに配慮しているのか、お伺いします。

(警察本部長)

触法少年に対する調査については、大阪府警察少年警察活動規程に基づき、低年齢少年の特性にかんがみて、特に他人の耳目に触れないよう配慮するとともに、温情と理解をもって少年の心情に寄り添い、少年が早期に立ち直れるように配慮して行っています。

触法少年に質問する際は、同様に大阪府警察少年警察活動規程に基づき、少年の保護者等の立会いへの配慮や少年補導室等の少年が落ち着いて話せる場所の選定、やむを得ない場合以外の夜間や長時間の質問の制限等、少年に無用の緊張や不安を与えないように配慮しています。

また、少年の年齢、性別、性格、知能等に応じてふさわしく、かつ、わかりやすい言葉を用いて、少年の虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押えつけるようなことはせず、その原因を理解することに努めて、少年の内省を促し、その立ち直りに資するよう努めております。

(要望)

大阪府警察が、子どもの特性に配慮していただいていることはわかりました。

しかし、取調べや事情聴取においては、子どもと警察官が1対1になることが多いと思われます。

録音や議事録がない中で、子どもの人権を守ると同時に、警察官側の正当性を担保するためにも、子どもをサポートする専門職を同席させる

など、複数人体制での事情聴取が必要と感じています。

大阪府警察におきましては、引き続き、少年の特性や人権に配慮していただき、少年の健全育成に取り組んでいただきますようお願いいたします。

6. 市町村受援計画策定支援について

令和5年6月定例会本会議一般質問において、南海トラフ巨大地震の発生が高い確率で想定される中、災害時に他の自治体からの人的支援や物資支援を円滑に受け入れるための受援計画の策定については大変重要なことから、府の市町村への受援計画策定支援にかかる取組について質問し、危機管理監より全ての市町村で受援計画が策定できるよう支援に取り組んでいくとのご答弁をいただきました。その当時、市町村の受援計画策定は、17市町にとどまっていました。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、被災自治体において、受援体制が整っておらず、発災当初の応援が上手く活用できなかったと聞いております。このため、事前にしっかりと受援計画を策定しておくことが重要と再認識したところです。

現在の府内市町村における策定状況はどのようになっているのでしょうか。

また、未策定の市町村に対して、大阪府はどのように計画策定に向けた支援を行っているのか危機管理監にお聞きします。

(危機管理監)

本府では、市町村の受援計画策定の促進に向けて、受援の手順や計画策定方法を取りまとめた手引書やひな形を作成し、これらを活用した研修を実施することを通

じて、受援計画策定を支援してきており、現在、策定済が30市町村、未策定が13市町となっている。

昨年発生した能登半島地震の経験からも、府内全ての市町村において受援計画が策定されることが、他自治体からの応援を円滑に受け入れ、的確な災害対応を実施する上で不可欠と再認識したことから、今年度、未策定市町に対する策定の働きかけを強化することとしている。

具体的には、未策定市町の課題として、防災所管部局だけでなく、全庁の協力が必要であることから、幹部クラスへの直接説明などにより、受援計画の策定を強力に働きかけていく。

さらに、個別支援として策定済市町村の事例を活用した研修を新たに実施するなど、全ての市町村で受援計画が策定できるように積極的に取り組んでまいります。

(要望)

受援計画策定済の自治体が着実に増えておられることに安心いたしました。

自治体の規模や職員体制、財政状況、様々な事情があるかと思いますが、府内どこに住んでいてもいざという時に府民のみなさまの命や財産が守られる大阪に向け、引き続き積極的な市町村のサポートを要望いたします。

7. 中小企業の相談先や支援策の周知について

先日、府内のプラスチック素材を販売する事業者の方が、自社で扱う端材の活用先について大阪府に相談をしたところ、商工労働部からは販路開拓の相談窓口の紹介があり、教育庁からは教育現場での活用、福祉部からは福祉施設での活用を検討していただくなど、庁内の複数の部署が連携して対応してくれたとのことをお話を聞きました。

相談をした事業者の方は、府の対応が事業者の方の相談に丁寧に寄り添ったもので、自社の課題解決に役立ったことに大変満足されていました。しかしながら、日頃から支援機関と付き合いがない事業者の方には、問題に直面したとき、どこに相談すればよいか分からないこともある

のではないのでしょうか。

中小企業が、経営課題にあった支援を受けるためには、まず、その相談先や支援策を知っていただく必要がありますが、どのように取り組んでいくのか。商工労働部長に伺います。

(商工労働部長)

中小企業の方に、経営課題に応じた相談窓口や支援策を利用いただくため、事業者に対し府はもとより大阪産業局や商工会・商工会議所、市町村などを通じて、ホームページやSNS、メルマガ、チラシなど多様な媒体の活用による情報発信に努めている。

さらに1者でも多くの事業者の方に支援策等を利用いただくためには、事業者に関わる方々、例えば、同業種の組合や経営者の団体、税理士などの士業、金融機関にも、府の支援策を理解いただき、その活用を事業者に促していただくことも重要。

引き続き、情報発信に協力いただける団体等とのネットワークを拡大していくことで、事業者が必要とするときに必要な支援が行き届くよう努めていく。

(要望)

相談窓口の周知に努めていただくとともに、事業者の課題解決につながるような支援を行っていただきたいので、職員のみなさまお一人お一人の相談対応能力も併せて高めていただくことを要望いたします。

8. グランドデザインにおける市町村との連携や支援

「大阪のまちづくりグランドデザイン」は、大阪・関西万博の開催などのインパクトを活かし、大阪がさらに成長・発展していくためのまちづくりの方向性を示したものであり、大阪府においては広域的な観点から、鉄道沿線の市町村と連携したまちづくりなど、様々な事業に取り組んでいただいています。

大阪府はとてもよい形で事例紹介やマッチングなどを行ってきていると認識していますが、大阪市の周辺部から郊外にいたるまで、数々の市

町村においては、それぞれの地域の特色や強みを活かしたまちづくりを進めている一方で、様々な課題を抱えている場合も多く、大阪府がまちづくりの推進役として、市町村の課題やニーズをしっかりと受け止め、一層の支援を行っていくことが必要だと考えております。

大阪全体のまちづくりを推進する観点から、どのように市町村との連携や支援を行っていくのか、大阪都市計画局長の所見をお聞かせください。

(大阪都市計画局長)

大阪全体のまちづくりを推進するためには、グランドデザインに基づき、本府が先導的役割を発揮し、広域的な観点から、まちづくりの主体となる市町村を支援することが重要と認識。

このため、まちづくりの手引書となる「まちづくり指針」において、都市計画制度や国の補助制度の活用方策を示すとともに、「まちづくりセミナー」を開催し、民間事業者の投資意欲を高めるなど、様々な形で市町村への支援を行っているところ。

さらに、今年度新たに、府と市町村による「まちづくりワーキング」を設置し、府域全域を対象に、公共用地の利活用をはじめ、施設の老朽化や都市の活力低下への対応等、市町村が抱える様々な課題に対し、具体的な地区を設定して、専門家の知見も活かしながら、解決方策を検討していく。

引き続き、まちづくりの課題解決に向けて取り組むとともに、ノウハウの共有や効果的な情報発信を進める等、市町村のまちづくりを積極的に支援していく。

(要望)

今年度から実施される「まちづくりワーキング」につきましては、市町村のまちづくりを担う職員の知識の向上につながるばかりでなく、まちづくりを進めるうえでの課題を市町村自身で解決していく力の向上につながると思えますので、しっかり取り組んでいただきますよう、よろしく願いいたします。

また、このワーキングの開催にあたっては、ワーキング参加の市町村

の中から開催場所を選定し、そこに参加者が集まり意見交換することで、気付かなかったその「まちの特徴や魅力」の気付きにつながるかもしれませんので、そういったことの検討も要望いたします。

9. 府域全体を巻き込んだ全国豊かな海づくり大会について

来年11月14日、15日に大阪で初めて開催される第45回全国豊かな海づくり大会は、例年、両陛下をはじめ関係大臣等の多くの方々が日本全国からご臨席なさる一大国民的行事です。

しかしながら、内陸部や山間部の市町村では、海とのつながりを実感する機会が少なく、大会への興味や関心が希薄である傾向が見られます。大会行事が開催される岸和田市、泉佐野市等の泉州地域だけではなく、内陸部や山間部の市町村も含めた府域全体を巻き込んだ機運醸成を行うことが重要であり、この間、会派の代表質問、一般質問でも取り上げてまいりました。また、大阪・関西万博の翌年の開催でもあることから、万博の機運を少しでも本大会にも活かすことができると願っております。

については、府域全体を巻き込んだ全国豊かな海づくり大会 魚庭の海大阪大会の開催に向けて、今後どのように取り組んでいかれるのか、環境農林水産部長に伺います。

(環境農林水産部長)

全国豊かな海づくり大会の開催に向け、府内市町村や民間企業等、多くの関係者が一致協力し、オール大阪で機運を高めていくことが重要と認識。

そのため、大会を記念したキジハタ等の稚魚の放流をこれまで府内各地で延べ30回以上実施し、約500名に参加いただいた。

今後さらに大会本番までに100回、3,000人以上に参加いただくことを目標として、

引き続き放流を行う。

また、内陸部での取組としては、グランフロント大阪やグラングリーン大阪等、都心で開催した府のイベントにおいて、ワークショップやパネル展示、グッズ配布等を行うとともに、四條畷市の大型商業施設等でも同様の取組を実施した。さらに、大会に向けて海ごみ等の削減を目的に「ごみゼロアクション」を推進しており、昨年度は20万人以上に参加いただいた。引き続き、多くの方に清掃活動に参加していただくよう取り組んでいく。

今後とも、機運醸成検討会に参画している府内市町村と連携し、イベントでの発信を通じた機運醸成を図っていく。また、子どもたちに海の魅力を体感してもらうため、研究機関と連携し、新たに海の体験学習会等を開催する。さらに、民間企業に協賛や広報面での協力を働きかけるなど、幅広く啓発活動を行っていく。

今後とも、様々な関係者の協力を得ながらこれらの取組を推進することにより、全国豊かな海づくり大会の機運を高めていく。

(要望)

全国豊かな海づくり大会、大阪は第1回の開催ですが、部長や皆さまもご承知のとおり、北海道や兵庫県等では、すでに2回開催されているということで、この大阪は満を持しての開催で、とても楽しみにしております。

府内沿岸部以外、私の地元茨木市でも長年に渡りアドプトリバーやフォレスト、ロードなど環境美化保全活動に熱心に取り組んでくださっている府民、事業所の方々がたくさんおられます。そういう皆さまのお力も借りながら、子どもたちが自分の住む大阪を誇りに思ってもらえるよう、全国豊かな海づくり大会 魚庭の海 大阪大会がワクワク感いっぱい盛大に開催されますよう引き続き能動的な取り組みを要望いたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。